

救急活動計画書

1 目 的

この計画書は、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき、救マーク表示事業所として必要な事項を定め、速やかな応急手当等が実施できる体制を整備することを目的とする。

2 事業所の責務

- (1) 応急手当に関する正しい知識や技術など応急手当等に関する従業員の育成・指導等に努める。
- (2) 当該事業所の責任者は、本計画書を作成（変更）する場合、従業員に対し必要な指示を与える。

3 責任者の業務

当該事業の責任者は、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 救急計画書の作成及び変更
- (2) 従業員のうち、応急手当実施者、通報連絡者等の指定（別表）
- (3) 従業員に対し救命講習への参加促進
- (4) 通報、傷病者搬送等の訓練
- (5) その他の必要な業務

4 計画書等の保管

申請に係る関係書類は一括して保管することとする。

5 応急手当の訓練

当該事業所の責任者は、年に1回以上常駐させる従業員に対し、心肺蘇生法・止血等の消防本部が主催する普及講習等に参加させなければならない。

6 附則

本計画書は、令和 年 月 日から施行する。

事業所名							
認定番号		消本交第 号		認定年月日		年 月 日	
従業員数		人		講習受講者総人数		人	
担当内容		所属課名		氏 名		連絡先	
応急手当							
119番通報							
救急車誘導							
救急隊員誘導							
講習会受講者名簿	氏 名	講習の種類	受講年月日	修了証番号	再講習年月日	所属課名	備 考
搬送経路及び救急車停車位置		※ 図面等を添付し位置等を示すこと					
備 考							

※ 担当者等の欄に記載できない場合は、別紙を用いて添付すること

※ 応急手当担当者とは、救急隊が到着するまでの間必要な応急手当ができる者をいう

※ 119番通報担当者とは、従業員から連絡を受け、救急事故事案の概要を統括し通報できる者をいう

※ 救急車誘導担当者とは、119番通報担当者から連絡を受け、救急車が停車しやすい場所を速やかに確保することができる者をいう

※ 救急隊員誘導担当者とは、119番通報担当者から連絡を受け救急車が停車する位置に待機し、傷病者が発生している場所へ速やかに救急隊員を誘導できる者をいう

事業所における救急活動計画フローチャート

